

平成25年10月17日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

重度障害者（児）医療費助成制度の創設を求める意見書(案)

重度障害者（児）に対する医療費助成は、重度の障害者（児）の経済的負担を軽減するため、入院又は通院に要する医療費の個人負担分を都道府県及び市町村が負担する制度であり、健康の増進と経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。

この制度は、本県をはじめ、地方の自主的努力によって整備され、既に全国的に実施されているが、都道府県及び市町村の単独事業であることから、地方公共団体の財政状況等により、対象となる障害の種別や程度、所得制限など、制度内容に地域差が生じている。本来、障害者が必要とする医療を安心して受けられる最低限の仕組みについては、国が責任を持って整備すべきものである。

よって国においては、障害者の自立と社会参加の促進の観点からも、身体、知的、精神のそれぞれの障害に配慮しつつ、重度障害者（児）医療費助成制度を創設するとともに、十分な財源措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。